被扶養者検認にかかる注意事項

地方公務員等共済組合法施行規程第 97 条第 1 項の規定に基づき、検認を実施するにあたり、以下の内容を熟読の上、提出期限までに共済組合へ必要書類の御提出をお願いします。

なお、今年度より、検認調書により状況を確認し、取消要件に該当する被扶養者については、後日申告書を提出いただく方法で検認を実施することとしました。

1　被扶養者検認の流れ

被扶養者の検認については、以下の流れで実施します。

①　被扶養者の認定基準確認

被扶養者については、生計維持関係について、一定の要件を満たしている必要があります。検認対象者が要件を満たしているか確認してください。

↓

②　検認調書への記入・確認

「検認調書」に対象者の収入状況等について記入してください。印字項目に訂正がある場合は、赤字で訂正してください。

↓

③　検認対象者全員の必要書類の確認

後述の提出書類一覧を参照しながら、検認対象者の必要書類を確認して下さい。

↓

④　検認調書と必要書類の提出

提出期限までに所属所を経由して共済組合まで提出してください。

↓

⑤　検認結果

検認の結果、認定基準を満たしていない場合は扶養取消の手続きが必要になります。

2　検認対象者について

検認の対象となる者は以下の通りです。

検認対象となる者	検認対象とならない者
令和８年９月３０日時点で、 被扶養者として認定を受けている者 （右に掲げる者を除く）	令和８年４月１日以降に新たに被扶養者として認定を受けた者 令和８年４月１日時点で１５歳未満の者 給与条例上の被扶養者として扶養認定を受けている者 （扶養手当を受給している者）

3　被扶養者認定基準月額(認定基準年額)について

被扶養者の認定については、以下の認定基準を満たしていることが条件となります。

６０歳未満の者	◆月収 108,334 円以上(総収入)を 3 か月以上連続して超えていない ◆どの月を起算月としても年額 130 万円未満を超えていない ◆雇用保険・傷病手当金を受給している場合は日額 3,612 円未満
１９歳以上２３歳未満※の者 （配偶者を除く） [その年の 12 月 31 日時点の年齢]	◆月収 125,000 円以上(総収入)を 3 か月以上連続して超えていない ◆どの月を起算月としても年額 150 万円未満を超えていない ◆雇用保険・傷病手当金を受給している場合は日額 4,167 円未満
６０歳以上 または障害年金受給者	◆月収 150,000 円以上(総収入)を 3 か月以上連続して超えていない ◆どの月を起算月としても年額 180 万円未満を超えていない ◆雇用保険・傷病手当金を受給している場合は日額 5,000 円未満

※１９歳以上２３歳未満の基準額が適用される者

対象期間	適用対象者の生年月日
令和７年１０月１日～令和７年１２月３１日	平成１５年１月２日～平成１９年１月１日
令和８年１月１日～令和８年９月３０日	平成１６年１月２日～平成２０年１月１日

この基準額の変更は令和７年１０月１日以降の適用となります。令和７年９月３０日以前の期間については、年額基準額１３０万円未満（認定基準月額 108,334 円未満）となります。

また、同居要件を要しない親族（配偶者、子、父母等）が住民票上別居（実態として別居している場合を除く）している場合は、生計維持関係を証明するため、生活援助等の送金が必要となります。

配偶者、子については、送金額にかかわらず、認定できるとされていますが、父母等については、以下の基準を満たすことが必要になります。

さらに、送金については、原則、手渡しでの送金は認めておらず、検認の際は、送金の事実がわかる書類（ATM の利用明細、通帳の写し、現金書留の控え等）の提出が必要になります。

同居を要しない親族への送金額基準（配偶者、子を除く）

$$\frac{\text{被扶養者の収入額※}}{3} \quad < \quad \text{組合員からの送金額}$$

※被扶養者の収入額とは以下の合計額

（被扶養者の総収入＋組合員からの送金額＋組合員以外の扶養義務者[配偶者、父母兄弟等]からの送金額）

4　提出書類について

検認対象者については、以下の書類を提出してください。

（必須書類および※は原則、原本提出、その他の書類についてはコピー可）

	提出書類	備考
必須	被扶養者検認調書	
	同意書または 令和８年度分市区町村発行の課税(非課税)証明書	
状況に応じて提	給与収入がある者	
	給与明細（令和7年１０月支給分～令和8年9月支給分）または事業主が作成した給与支払証明書（※）	明細書に支給日の記載がない場合は、支給日がわかる書類(通帳の写し等)を合わせて提出
	雇用契約書または労働条件通知書（直近分）	

状況に応じて提出	老齢年金・障害年金・遺族年金受給者	
	最新の年金額等改定通知書	対象期間内に年金受給開始した者については、年金証書を提出
	その他年金（企業年金・個人年金・共済年金等）受給者	
	年額の年金額がわかる証書等	
	事業・営業・農業・不動産収入がある者	
	令和７年確定申告書（第一表・第二表） 収支内訳書または所得税青色申告決算書	
	株・配当金等収入がある者	
	令和７年確定申告書（第一表・第二表）および収支内訳書	確定申告をしていない場合は特定口座年間取引報告書等年間の取引がわかる書類を提出
	学生の者	
	在学証明書（※）	令和８年４月１日以降に発行した証明書に限る 高校生の場合は学生証のコピーでも可
	被扶養者と別居している場合	
	仕送りとして送金額が記載されている書類 （ATM の利用明細票、通帳の写し、現金書留の本人控え等）	手渡し等での仕送りは不可 第三者がみて、「送金していること」と「送金額」が確認できる書類を提出
	他に扶養義務者（被扶養者認定されていない配偶者および父母兄弟等）がいる場合	
	組合員の源泉徴収票および 他の扶養義務者の課税証明書（直近分）	他の扶養義務者が個人事業主等の場合は確定申告書および収支内訳書も併せて提出 他の扶養義務者が、他共済組合員の場合は源泉徴収票でも可 他の扶養義務者が、公立学校共済組合員の場合は不要
	同居要件を要する被扶養者（伯（叔）父母、甥姪、義父母等）がいる場合	
	世帯全員が記載されている住民票	直近１か月以内に発行されたものに限る
	人手不足等による労働時間延長等により一時的に認定基準額を超過した場合	
	被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書	基本給、手当の新設、労働契約における労働時間・日数が増加した場合など、今後も引き続き収入が増えることが分かっている場合は「一時的」とは認められない 給与収入がある者のみが対象 また、審査内容によっては、証明書を提出したとしても認定取消になる場合あり

5　提出期限について

提出期限は以下の通りです。

提出期限：令和８年１１月３０日（月）厳守

なお、やむを得ない事情もなく提出期限を著しく超過する場合や、書類提出にあたり、不誠実な対応がある場合は、法令に基づき被扶養者の認定取消措置をとる場合があります。

6　認定取消について

検認の結果、認定基準を満たしていない場合は、被扶養者の認定を取消すことになります。

認定取消となった場合は、以下の書類を提出する必要があります。

	提出書類	備考
必須	被扶養者取消申告書	
	資格確認書、限度額認定証、高齢受給者証等の各種証	所持している方のみ
	要件を欠く事実がわかる書類	検認調書提出時に提出している場合は不要

なお、認定基準月額(年額)超過以外にも、以下の場合も取消要件に該当することになります。

① 夫婦共同扶養の場合、組合員よりも配偶者（共済組合員の場合を除く）の所得が高くなり、配偶者の収入と組合員の収入の割合の差が 1 割以上の場合。

② 同居要件を要しない被扶養者（配偶者、子、父母等）が別居している場合において、送金をやめた場合。

③ 就職または勤務している先で健康保険資格を取得した場合。

④ 国内居住要件を満たさなくなった場合。

その他にも、場合によっては取消要件に該当するケースもあるため、判断等に迷う場合は、共済組合給付・年金第一担当（TEL:088-621-3176）まで、御相談下さい。